

第8回熊本県地域医療構想調整会議

次 第

日 時： 令和5年（2023年）11月27日（月）
17：00～（60分程度）

場 所： 熊本県庁防災センター 201会議室

I 開 会

II 議 事

1 第8次保健医療計画（外来医療）について

【資料1－1】

【資料1－2】

III 報 告

2 地域医療構想調整会議の協議状況について

【資料2】

3 病床機能報告結果について

【資料3】

IV 閉 会

第8回熊本県地域医療構想調整会議 出席者名簿

【委員】 任期：令和7年（2025年）3月31日まで

（五十音順・敬称略）

No.	氏名	所属・役職	出欠	備考
1	相澤 明憲	公益社団法人熊本県精神科協会 会長	○	
2	伊藤 明彦	一般社団法人熊本県歯科医師会 会長	○	
3	江上 寛	公益社団法人熊本県医師会 地域医療構想担当理事	欠席	
4	小野 友道	熊本大学 名誉教授	○	
5	金澤 知徳	慢性期機能を担う医療機関代表 （青磁野リハビリテーション病院 理事長）	○	
6	鴻江 圭子	熊本県老人福祉施設協議会 有明地域調整委員	○	
7	坂本 不出夫	急性期機能を担う医療機関代表 （国保水俣市立総合医療センター 水俣市病院事業管理者）	○	
8	佐藤 義興	熊本県市長会 会長（阿蘇市長）	代理	代理 事務局長 古閑 茂雄
9	高橋 毅	国立病院機構熊本医療センター 院長	代理	代理 副院長 日高 道弘
10	竹崎 一成	熊本県町村会 会長（芦北町長）	欠席	
11	津田 善幸	熊本市健康福祉局長	○	
12	鶴田 克家	一般社団法人熊本県老人保健施設協会 副会長	欠席	
13	富永 孝治	公益社団法人熊本県薬剤師会 会長	○	
14	中尾 浩一	済生会熊本病院 院長	○	
15	中村 英一	在宅医療を担う医療機関代表（熊本回生会病院 院長補佐）	○	
16	西 芳徳	診療所代表（西整形外科）	欠席	
17	馬場 秀夫	熊本大学病院 病院長	○	
18	平田 稔彦	熊本赤十字病院 院長	○	
19	福田 稠	公益社団法人熊本県医師会 会長	○	
20	水田 博志	公益社団法人全国自治体病院協議会 熊本県支部支部長	○	
21	水足 秀一郎	回復期機能を担う医療機関代表（山鹿中央病院 理事長）	○	
22	本 尚美	公益社団法人熊本県看護協会 会長	○	
23	山田 一隆	病院代表（大腸肛門病センター高野病院 理事長）	○	
24	渡辺 克淑	熊本県保険者協議会	○	

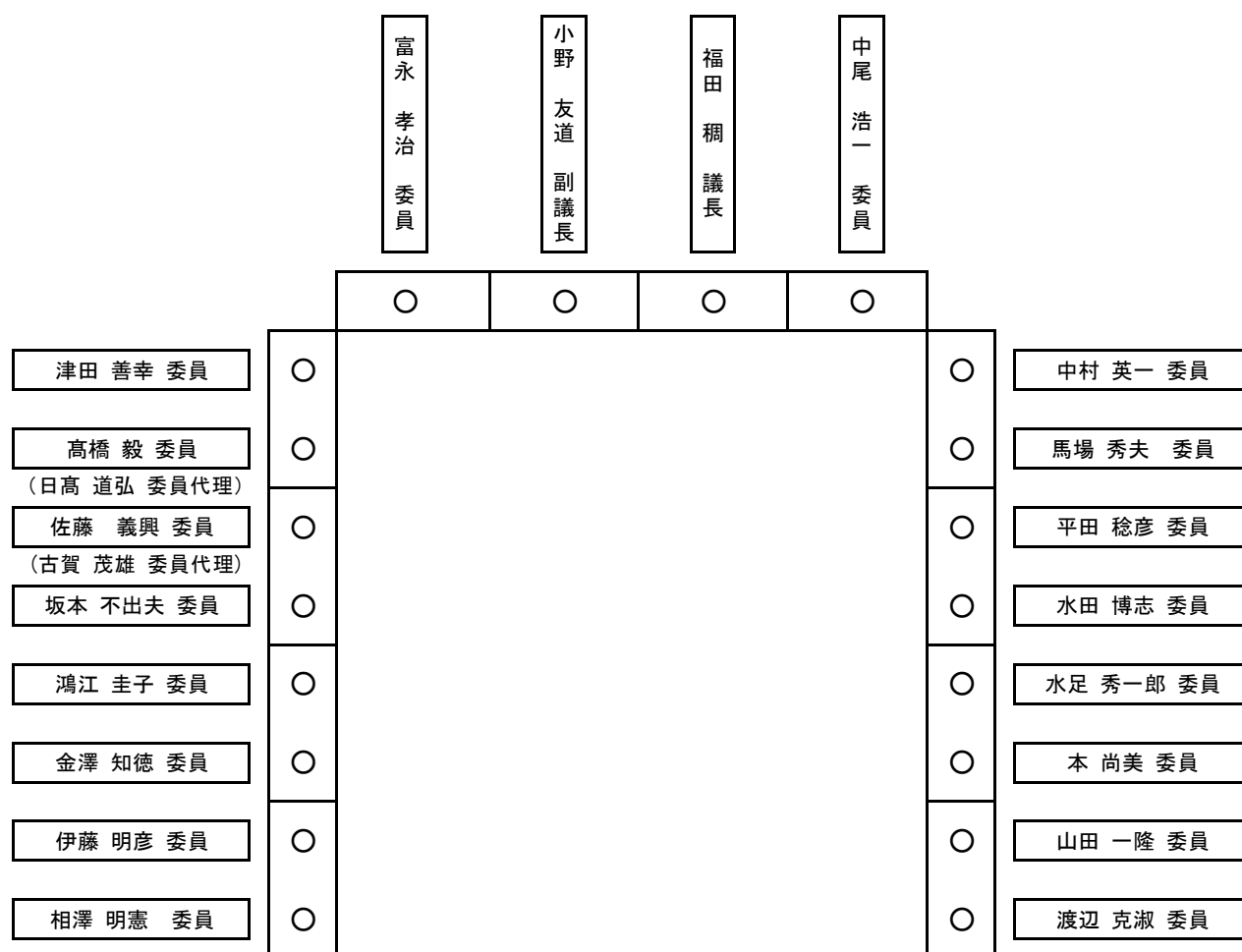
【オブザーバー】

氏名	所属・役職
桑木 光太郎	熊本県地域医療構想アドバイザー (久留米大学 医学部 公衆衛生学講座 助教)

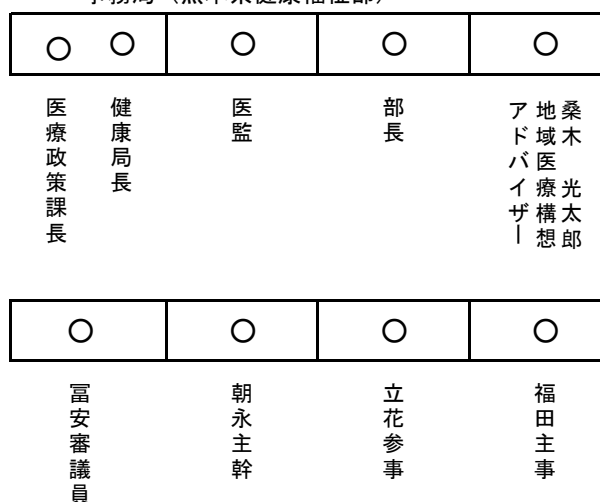
【事務局（熊本県健康福祉部）】

No.	氏名	所属・役職
1	沼川 敦彦	熊本県健康福祉部 部長
2	池田 洋一郎	熊本県健康福祉部 医監
3	野中 眞治	熊本県健康福祉部 健康局長
4	笠 新	熊本県健康福祉部健康局 医療政策課長
5	富安 智詞	熊本県健康福祉部健康局 医療政策課 審議員
6	朝永 剛史	熊本県健康福祉部健康局 医療政策課 主幹（企画・医師確保担当）
7	立花 哲平	熊本県健康福祉部健康局 医療政策課 参事
8	永松 愛里	熊本県健康福祉部健康局 医療政策課 主事
9	福田 空希	熊本県健康福祉部健康局 医療政策課 主事

第8回熊本県地域医療構想調整会議 配席図



事務局（熊本県健康福祉部）



熊本県地域医療構想調整会議設置要綱

（設置）

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号の規定に基づき策定した熊本県地域医療構想（以下「地域医療構想」という。）の推進のため、同法第30条の14の規定に基づき、熊本県地域医療構想調整会議（以下「県調整会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 県調整会議は、地域医療構想の推進に必要な次の事項について協議する。

- （1）県内の一般病床及び療養病床を有する病院・診療所が担うべき病床機能に関する事項
- （2）病床機能報告制度等による現状の共有に関する事項
- （3）地域医療介護総合確保基金の県計画に関する事項
- （4）地域医療介護総合確保基金を活用した具体的な事業に関する事項
- （5）その他の地域医療構想の推進に必要な事項

（組織）

第3条 県調整会議の委員は、医療及び介護関係者、医療保険者、学識経験者その他の関係者等で構成する。

- 2 委員の任期は、承諾の日から承諾日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（議長及び副議長）

第4条 県調整会議に議長及び副議長を1人置く。

- 2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。
- 3 議長は、県調整会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

（会議）

第5条 県調整会議は、議長が招集する。

- 2 県調整会議は、必要と認めるときは、関係機関等から意見を聴取することができる。

（会議の報告）

第6条 議長は、必要と認めるときは、県調整会議における意見をまとめて、関係会議に報告する。

(庶務)

第7条 県調整会議の庶務は、熊本県健康福祉部健康局医療政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、県調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月8日から施行する。